

「働き方改革」 個別相談会

「働き方改革」

に取り組む事業主の皆様を支援します

- 「36協定」について詳しく知りたい
- 賃金引き上げに活用できる国の支援制度
- 非正規雇用の待遇
- 時間外労働の上限規制への対応
- 各種助成金制度を知りたい
- 「同一労働同一賃金ガイドライン」を参考にパートタイマーの処遇改善
- 生産性向上による賃金引き上げの支援制度
- 人材不足に対応するための手立て
- 人材確保・育成を目的とした雇用管理改善
- 「就業規則」の見直し

このようなお悩みを早期に解決し、従業員が安心して就業できる職場の体制をつくりあげることで、人材の定着、職場の生産性向上につながります。当所では、岩手県働き方改革推進支援センターと連携して、昨年に引き続き個別相談会を開催しますのでお気軽にご相談ください。

相談会には、働き方改革推進支援センターに登録の社会保険労務士が対応いたします。

ご相談を希望される方は、事前にお申し込みください。

毎月第4火曜日開催

※開催日が祝日等の休日と重なった場合は開催いたしません。

今年度下半期の開催日については裏面をご覧ください。

【働き方改革関連法案の内容】

1. 時間外労働の上限規制（罰則付き）
・月 45 時間、年 360 時間を超えた場合の罰則
【2019 年 4 月施行】
2. 勤務間インターバル制度の導入
・終業から始業までの間に一定時間のインターバルを設けることが努力義務として施行
【2019 年 4 月施行】
3. 年 5 日以上 of 年次有給休暇取得義務
・年間 10 日以上 of 有給休暇がある労働者には労働者の希望の有無にかかわらず 5 日間付与
【2019 年 4 月施行】
4. 月 60 時間以上の時間外労働の割増賃金率引き上げ
・時間外労働が月 60 時間を超える場合は超過時間の割増率を 50% 以上に引き上げ
【2023 年 4 月施行】
5. 同一労働・同一賃金の原則
【2020 年 4 月施行】
6. フレックスタイム制の柔軟性拡大
【2019 年 4 月施行】
7. 高度プロフェッショナル制度
【2019 年 4 月施行】
8. 長時間労働者に対する産業医等との面接指導強化
【2019 年 4 月施行】

お申し込み・お問い合わせは北上商工会議所経営支援課まで（☎65-4211）

「働き方改革」個別相談会開催日

働き方改革関連法に伴う就業規則の見直しや36協定の作成、雇用環境改善の補助金、助成金についての相談など、多岐にわたり対応いたします。

開催日：毎月第4火曜日（祝日等の休日の場合は開催なし）

開催時間：10時～16時（正午から13時までの休憩時間除く）

相談時間：概ね1コマ50分程度

開催場所：北上商工会館



月	第4火曜日	月	第4火曜日
10月	25日	1月	24日
11月	22日	2月	28日
12月	27日	3月	28日

※ 個別相談会で解決しない場合は、企業訪問による相談支援も行っておりますので、お気軽にご利用ください。（原則3回まで無料）

まずは、個別相談をご利用ください。（FAX：64-2656）

事業所名／連絡先	(- -)
ご希望相談日	月 日
ご希望時間	☐ 10:00～10:50 ☐ 11:00～11:50 ☐ 13:00～13:50 ☐ 14:00～14:50 ☐ 15:00～15:50
相談内容	

お申し込み・お問い合わせは北上商工会議所経営支援課まで（☎65-4211）